

## 令和7年11月岡山県議会定例会追加提出予定案件

令和7年12月11日

件 名	内 容		
1 予算案件 (7)	(単位:千円)		
会 計 名	補正前の額	補正予算額	計
一般会計 令和7年度岡山県一般会計補正予算（第5号）	775, 251, 022	45, 460, 426	820, 711, 448
特別会計 令和7年度岡山県国民健康保険事業特別会計 補正予算（第1号） 令和7年度岡山県営食肉地方卸売市場特別会 計補正予算（第1号） 令和7年度岡山県造林事業等特別会計補正予 算（第1号）	164, 312, 257 937, 086 30, 650, 467	1, 761 3, 646 303	164, 314, 018 940, 732 30, 650, 770
企業会計 令和7年度岡山県営電気事業会計補正予算 (第2号) 令和7年度岡山県営工業用水道事業会計補正 予算（第1号） 令和7年度岡山県流域下水道事業会計補正予 算（第1号）	4, 322, 072 6, 843, 312 9, 807, 552	17, 774 17, 966 657, 420	4, 339, 846 6, 861, 278 10, 464, 972
2 条例案件 (1)	別紙のとおり		

令和7年11月岡山県議会定例会追加提案予定条例

(N o. 1)

題名	提案課	概要																															
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例	人事課	<p>令和7年10月6日付け職員の給与等に関する人事委員会の勧告等に鑑み、給料月額、初任給調整手当の最高支給限度額及び支給期間、通勤手当の額、宿日直手当の最高支給限度額、期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに義務教育等教員特別手当の最高支給限度額を改定する等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 岡山県職員給与条例の一部改正</p> <p>(1) 給料月額の改定</p> <p>ア 現行の給料表を人事委員会勧告のとおり改める。</p> <p>イ 教育職給料表（一）の適用を受ける職員に係る給料月額に加算する額を次のように改める。</p> <table> <tbody> <tr> <td>3級</td> <td>7,700円</td> <td>→</td> <td>3級</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4級</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 教育職給料表（二）の適用を受ける職員に係る給料月額に加算する額を次のように改める。</p> <table> <tbody> <tr> <td>3級</td> <td>7,500円</td> <td>→</td> <td>3級</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4級</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 初任給調整手当の改定</p> <p>ア 初任給調整手当の最高支給限度額を次のように改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">月額</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職給料表又は医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師</td> <td>416,600円</td> <td>417,600円</td> </tr> <tr> <td>行政職給料表及び医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師</td> <td>51,600円</td> <td>52,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 獣医師に係る初任給調整手当について、最高支給限度額を月額5万円から月額6万円に、支給期間を15年以内から20年以内に改める。</p> <p>(3) 通勤手当の額の改定</p> <p>交通用具使用者のうち自転車のみを使用する職員以外の職員に係る通勤手当の額を次のように改める。</p> <p>2,000円～53,200円 → 2,000円～66,400円</p>	3級	7,700円	→	3級	11,500円				4級	3,800円	3級	7,500円	→	3級	11,500円				4級	4,000円	区分	月額		現行	改定後	行政職給料表又は医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師	416,600円	417,600円	行政職給料表及び医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師	51,600円	52,100円
3級	7,700円	→	3級	11,500円																													
			4級	3,800円																													
3級	7,500円	→	3級	11,500円																													
			4級	4,000円																													
区分	月額																																
	現行	改定後																															
行政職給料表又は医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師	416,600円	417,600円																															
行政職給料表及び医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師	51,600円	52,100円																															

令和7年11月岡山県議会定例会追加提案予定条例

(N o. 2)

題名	提案課	概要																														
		<p>(4) 宿日直手当の改定</p> <p>宿日直手当の最高支給限度額を次のように改める。(( ) 内は、執務時間が執務が通常行われる日の2分の1に相当する時間である日の退庁時から引き続いて行われる場合の最高支給限度額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>現行</th><th>改定後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常の宿日直勤務（勤務1回につき）</td><td>4,400円 (6,600円)</td><td>4,700円 (7,050円)</td></tr> <tr> <td>人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務（勤務1回につき）</td><td>7,400円 (11,100円)</td><td>7,700円 (11,550円)</td></tr> <tr> <td>常直的な宿日直勤務（月額）</td><td>22,000円</td><td>23,500円</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) 期末手当及び勤勉手当の改定</p> <p>ア 令和7年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合</p> <p>令和7年12月の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。(( ) 内は、特定幹部職員の支給割合)</p> <p>(ア) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>現行</th><th>改定後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td><td>100分の125 (100分の105)</td><td>100分の127.5 (100分の107.5)</td></tr> <tr> <td>勤勉手当</td><td>100分の105 (100分の125)</td><td>100分の107.5 (100分の127.5)</td></tr> </tbody> </table> <p>(イ) 定年前再任用短時間勤務職員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>現行</th><th>改定後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td><td>100分の70 (100分の60)</td><td>100分の72.5 (100分の62.5)</td></tr> <tr> <td>勤勉手当</td><td>100分の50 (100分の60)</td><td>100分の52.5 (100分の62.5)</td></tr> </tbody> </table>	区分	現行	改定後	通常の宿日直勤務（勤務1回につき）	4,400円 (6,600円)	4,700円 (7,050円)	人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務（勤務1回につき）	7,400円 (11,100円)	7,700円 (11,550円)	常直的な宿日直勤務（月額）	22,000円	23,500円	区分	現行	改定後	期末手当	100分の125 (100分の105)	100分の127.5 (100分の107.5)	勤勉手当	100分の105 (100分の125)	100分の107.5 (100分の127.5)	区分	現行	改定後	期末手当	100分の70 (100分の60)	100分の72.5 (100分の62.5)	勤勉手当	100分の50 (100分の60)	100分の52.5 (100分の62.5)
区分	現行	改定後																														
通常の宿日直勤務（勤務1回につき）	4,400円 (6,600円)	4,700円 (7,050円)																														
人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務（勤務1回につき）	7,400円 (11,100円)	7,700円 (11,550円)																														
常直的な宿日直勤務（月額）	22,000円	23,500円																														
区分	現行	改定後																														
期末手当	100分の125 (100分の105)	100分の127.5 (100分の107.5)																														
勤勉手当	100分の105 (100分の125)	100分の107.5 (100分の127.5)																														
区分	現行	改定後																														
期末手当	100分の70 (100分の60)	100分の72.5 (100分の62.5)																														
勤勉手当	100分の50 (100分の60)	100分の52.5 (100分の62.5)																														

令和7年11月岡山県議会定例会追加提案予定条例

(N o. 3)

題名	提案課	概要																			
		<p>イ 令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合</p> <p>期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。(( ) 内は、特定幹部職員の支給割合)</p> <p>(ア) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</p>																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>支給期</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度以降</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">期末手当</td><td>6月</td><td>100分の125 (100分の105)</td><td>100分の126.25 (100分の106.25)</td></tr> <tr> <td>12月</td><td>100分の127.5 (100分の107.5)</td><td>100分の126.25 (100分の106.25)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">勤勉手当</td><td>6月</td><td>100分の105 (100分の125)</td><td>100分の106.25 (100分の126.25)</td></tr> <tr> <td>12月</td><td>100分の107.5 (100分の127.5)</td><td>100分の106.25 (100分の126.25)</td></tr> </tbody> </table>		区分	支給期	令和7年度	令和8年度以降	期末手当	6月	100分の125 (100分の105)	100分の126.25 (100分の106.25)	12月	100分の127.5 (100分の107.5)	100分の126.25 (100分の106.25)	勤勉手当	6月	100分の105 (100分の125)	100分の106.25 (100分の126.25)	12月	100分の107.5 (100分の127.5)	100分の106.25 (100分の126.25)
区分	支給期	令和7年度	令和8年度以降																		
期末手当	6月	100分の125 (100分の105)	100分の126.25 (100分の106.25)																		
	12月	100分の127.5 (100分の107.5)	100分の126.25 (100分の106.25)																		
勤勉手当	6月	100分の105 (100分の125)	100分の106.25 (100分の126.25)																		
	12月	100分の107.5 (100分の127.5)	100分の106.25 (100分の126.25)																		
		<p>(イ) 定年前再任用短時間勤務職員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>支給期</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度以降</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">期末手当</td><td>6月</td><td>100分の70 (100分の60)</td><td>100分の71.25 (100分の61.25)</td></tr> <tr> <td>12月</td><td>100分の72.5 (100分の62.5)</td><td>100分の71.25 (100分の61.25)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">勤勉手当</td><td>6月</td><td>100分の50 (100分の60)</td><td>100分の51.25 (100分の61.25)</td></tr> <tr> <td>12月</td><td>100分の52.5 (100分の62.5)</td><td>100分の51.25 (100分の61.25)</td></tr> </tbody> </table>		区分	支給期	令和7年度	令和8年度以降	期末手当	6月	100分の70 (100分の60)	100分の71.25 (100分の61.25)	12月	100分の72.5 (100分の62.5)	100分の71.25 (100分の61.25)	勤勉手当	6月	100分の50 (100分の60)	100分の51.25 (100分の61.25)	12月	100分の52.5 (100分の62.5)	100分の51.25 (100分の61.25)
区分	支給期	令和7年度	令和8年度以降																		
期末手当	6月	100分の70 (100分の60)	100分の71.25 (100分の61.25)																		
	12月	100分の72.5 (100分の62.5)	100分の71.25 (100分の61.25)																		
勤勉手当	6月	100分の50 (100分の60)	100分の51.25 (100分の61.25)																		
	12月	100分の52.5 (100分の62.5)	100分の51.25 (100分の61.25)																		
		<p>(6) 義務教育等教員特別手当の改定</p> <p>義務教育等教員特別手当の最高支給限度額を月額8,600円（現行8,000円）に改めるとともに、義務教育等教員特別手当の月額は等級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、等級）の別に応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定めることとする。</p>																			

令和7年11月岡山県議会定例会追加提案予定条例

(N o. 4)

題名	提案課	概要				
		<p>2 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正</p> <p>(1) 保健所に勤務する職員で、精神障害者等の調査、鑑定、鑑定の立会い又は移送の業務に従事したものに係る特殊勤務手当の支給額を改める。</p> <p>日額 290円 → 日額 600円</p> <p>(2) 食肉衛生検査所に勤務する職員で、専ら獣畜のと殺又は解体の検査等の業務に従事するものに係る特殊勤務手当を廃止する。</p> <p>(3) 動物愛護センターに勤務する職員で、狂犬病予防法に基づく犬の捕獲等の作業に専ら従事するものとして人事委員会規則で定めるものに係る特殊勤務手当を廃止する。</p> <p>3 岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 給料月額の改定</p> <p>ア 現行の給料表を人事委員会勧告のとおり改める。</p> <p>イ 小学校・中学校教育職員給料表の適用を受ける職員に係る給料月額に加算する額を次のように改める。</p> <p>3級 7,500円 → 3級 11,500円 4級 4,000円</p> <p>(2) 義務教育等教員特別手当の改定</p> <p>義務教育等教員特別手当の最高支給限度額を月額8,600円（現行8,000円）に改めるとともに、義務教育等教員特別手当の月額は等級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、等級）の別に応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定めることとする。</p> <p>(3) 多学年学級担当手当の廃止</p> <p>多学年学級担当手当を廃止する。</p> <p>4 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 令和7年度の期末手当の支給割合の改定</p> <p>令和7年12月の期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1"> <tr> <td>現行</td> <td>改定後</td> </tr> <tr> <td>100分の172.5</td> <td>100分の177.5</td> </tr> </table>	現行	改定後	100分の172.5	100分の177.5
現行	改定後					
100分の172.5	100分の177.5					

令和7年11月岡山県議会定例会追加提案予定条例

(N o. 5)

題名	提案課	概要																			
		<p>(2) 令和8年度以降の期末手当の支給割合の改定 期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給期</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度以降</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td><td>100分の172.5</td><td>100分の175</td></tr> <tr> <td>12月</td><td>100分の177.5</td><td>100分の175</td></tr> </tbody> </table> <p>5 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 教職調整額の支給対象となる教育職員から、指導改善研修被認定者を除く。</p> <p>(2) 教職調整額を次のように改める。</p> <p style="text-align: center;">給料月額の100分の4 → 給料月額の100分の10 に相当する額 に相当する額</p> <p>(3) 教育職員が心身の故障等により休職（公務上の負傷等によるものを除く。）にされたときは、教職調整額から給料月額の100分の2に相当する額を減じることとする規定を削除する。</p> <p>(4) 正規の勤務時間を超える勤務等を命じないものとする教育職員から、指導改善研修被認定者を除く。</p> <p>(5) 教職調整額に関する経過措置</p> <p>令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における(2)の教職調整額については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ給料月額の同表の右欄に掲げる割合に相当する額とする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和8年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の5</td></tr> <tr> <td>令和9年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の6</td></tr> <tr> <td>令和10年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の7</td></tr> <tr> <td>令和11年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の8</td></tr> <tr> <td>令和12年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の9</td></tr> </tbody> </table> <p>6 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正</p>	支給期	令和7年度	令和8年度以降	6月	100分の172.5	100分の175	12月	100分の177.5	100分の175	令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5	令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6	令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7	令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8	令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9
支給期	令和7年度	令和8年度以降																			
6月	100分の172.5	100分の175																			
12月	100分の177.5	100分の175																			
令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5																				
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6																				
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7																				
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8																				
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9																				

令和7年11月岡山県議会定例会追加提案予定条例

(N o. 6)

題名	提案課	概要																															
		<p>(1) 給料月額の改定 現行の給料表を人事委員会勧告のとおり改める。</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当の改定 ア 令和7年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合 令和7年12月の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>現行</th><th>改定後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td><td>100分の95</td><td>100分の97.5</td></tr> <tr> <td>勤勉手当</td><td>100分の87.5</td><td>100分の90</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合 期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>支給期</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度以降</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">期末手当</td><td>6月</td><td>100分の95</td><td>100分の96.25</td></tr> <tr> <td>12月</td><td>100分の97.5</td><td>100分の96.25</td></tr> <tr> <td rowspan="2">勤勉手当</td><td>6月</td><td>100分の87.5</td><td>100分の88.75</td></tr> <tr> <td>12月</td><td>100分の90</td><td>100分の88.75</td></tr> </tbody> </table> <p>7 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 給料月額の改定 現行の給料表を人事委員会勧告のとおり改める。</p> <p>(2) 期末手当の改定 ア 令和7年度の期末手当の支給割合 令和7年12月の期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現行</th><th>改定後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の172.5</td><td>100分の177.5</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 令和8年度以降の期末手当の支給割合</p>	区分	現行	改定後	期末手当	100分の95	100分の97.5	勤勉手当	100分の87.5	100分の90	区分	支給期	令和7年度	令和8年度以降	期末手当	6月	100分の95	100分の96.25	12月	100分の97.5	100分の96.25	勤勉手当	6月	100分の87.5	100分の88.75	12月	100分の90	100分の88.75	現行	改定後	100分の172.5	100分の177.5
区分	現行	改定後																															
期末手当	100分の95	100分の97.5																															
勤勉手当	100分の87.5	100分の90																															
区分	支給期	令和7年度	令和8年度以降																														
期末手当	6月	100分の95	100分の96.25																														
	12月	100分の97.5	100分の96.25																														
勤勉手当	6月	100分の87.5	100分の88.75																														
	12月	100分の90	100分の88.75																														
現行	改定後																																
100分の172.5	100分の177.5																																

令和7年11月岡山県議会定例会追加提案予定条例

(N o. 7)

題名	提案課	概要																																		
		<p>期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給期</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度以降</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td><td>100分の172.5</td><td>100分の175</td></tr> <tr> <td>12月</td><td>100分の177.5</td><td>100分の175</td></tr> </tbody> </table> <p>8 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 基本報酬の額に係る時間単価額の上限額の改定</p> <p>現行の基本報酬の額に係る時間単価額の上限額を次のように改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th><th>上限額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職</td><td>1,650円</td></tr> <tr> <td>教育職（一）</td><td>1,780円</td></tr> <tr> <td>教育職（二）</td><td>1,770円</td></tr> <tr> <td>研究職</td><td>1,760円</td></tr> <tr> <td>医療職（一）</td><td>2,290円</td></tr> <tr> <td>医療職（二）</td><td>1,650円</td></tr> <tr> <td>医療職（三）</td><td>1,870円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 令和7年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定</p> <p>令和7年12月の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>現行</th><th>改定後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td><td>100分の125</td><td>100分の127.5</td></tr> <tr> <td>勤勉手当</td><td>100分の105</td><td>100分の107.5</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定</p> <p>期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。</p>	支給期	令和7年度	令和8年度以降	6月	100分の172.5	100分の175	12月	100分の177.5	100分の175	職種	上限額	事務職	1,650円	教育職（一）	1,780円	教育職（二）	1,770円	研究職	1,760円	医療職（一）	2,290円	医療職（二）	1,650円	医療職（三）	1,870円	区分	現行	改定後	期末手当	100分の125	100分の127.5	勤勉手当	100分の105	100分の107.5
支給期	令和7年度	令和8年度以降																																		
6月	100分の172.5	100分の175																																		
12月	100分の177.5	100分の175																																		
職種	上限額																																			
事務職	1,650円																																			
教育職（一）	1,780円																																			
教育職（二）	1,770円																																			
研究職	1,760円																																			
医療職（一）	2,290円																																			
医療職（二）	1,650円																																			
医療職（三）	1,870円																																			
区分	現行	改定後																																		
期末手当	100分の125	100分の127.5																																		
勤勉手当	100分の105	100分の107.5																																		

令和7年11月岡山県議会定例会追加提案予定条例

(N o. 8)

題名	提案課	概要				
		区分	支給期	令和7年度	令和8年度以降	
期末手当		6月		100分の125	100分の126.25	
		12月		100分の127.5	100分の126.25	
勤勉手当		6月		100分の105	100分の106.25	
		12月		100分の107.5	100分の106.25	
9 岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正						
(1) 給料の上限額の改定						
現行の給料の上限額を次のように改める。						
		職種	上限額			
		事務職		268,000円		
		教育職（一）		288,100円		
		教育職（二）		287,400円		
		研究職		286,100円		
		医療職（一）		371,900円		
		医療職（二）		267,700円		
		医療職（三）		303,700円		
(2) 令和7年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定						
令和7年12月の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。						
		区分	現行	改定後		
		期末手当	100分の125	100分の127.5		
		勤勉手当	100分の105	100分の107.5		

令和7年11月岡山県議会定例会追加提案予定条例

(N o. 9)

題名	提案課	概要																						
		<p>(3) 令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定 期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>支給期</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度以降</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">期末手当</td><td>6月</td><td>100分の125</td><td>100分の126.25</td></tr> <tr> <td>12月</td><td>100分の127.5</td><td>100分の126.25</td></tr> <tr> <td rowspan="2">勤勉手当</td><td>6月</td><td>100分の105</td><td>100分の106.25</td></tr> <tr> <td>12月</td><td>100分の107.5</td><td>100分の106.25</td></tr> </tbody> </table> <p>10 その他規定の整備を行う。</p> <p>11 施行期日等</p> <p>(1) この条例は、公布の日（1(1)イ及びウ並びに(6)、3(1)イ、(2)及び(3)、5並びに10の一部は令和8年1月1日、1(2)イ及び(5)イ、2、4(2)、6(2)イ、7(2)イ、8(3)並びに9(3)は同年4月1日）から施行する。</p> <p>(2) 1(1)ア、(2)ア、(3)及び(4)、3(1)ア、6(1)、7(1)、8(1)、9(1)並びに10の一部は令和7年4月1日から、1(5)ア、4(1)、6(2)ア、7(2)ア、8(2)及び9(2)は同年12月1日から適用する。</p>	区分	支給期	令和7年度	令和8年度以降	期末手当	6月	100分の125	100分の126.25	12月	100分の127.5	100分の126.25	勤勉手当	6月	100分の105	100分の106.25	12月	100分の107.5	100分の106.25				
区分	支給期	令和7年度	令和8年度以降																					
期末手当	6月	100分の125	100分の126.25																					
	12月	100分の127.5	100分の126.25																					
勤勉手当	6月	100分の105	100分の106.25																					
	12月	100分の107.5	100分の106.25																					